

1. モニタリングの状況について

(1) 大手証券会社

- 大手証券会社については、ビジネス戦略、リスク管理、ガバナンス、ITシステムなどについて、深度ある対話を行っている。

その中で、例えば、顧客本位の業務運営に関しては、各社において、顧客本位の業務運営に関する取組方針を定め、その営業現場での実践・定着に努めているところ、その状況について重点的にモニタリングを実施してきた。

各社が掲げる顧客本位の業務運営の重要性についての考えや精神は営業員に徐々に浸透してきている一方で、営業現場での実践・定着状況は、引き続き道半ばとの状況。こうした状況を踏まえ、顧客本位の業務運営を実践していくための制約要因について各社の考え方や対応を確認したところ、例えば、①営業員のスキル・意識の不足や、②顧客の理解・信頼が十分に得られていないこと、あるいは、③営業店ごとの顧客の属性や競争環境等を踏まえた営業員の配置となっていない、などの声が聞かれた。

そうした制約要因に対する各社の取組みとしては、例えば、

- ① 顧客満足度調査の結果について、それを営業店や営業員の評価項目の一つとするだけでなく、営業員が顧客起点で主体的に考え行動できるような営業スタイルの見直しに活用している例や、
- ② 顧客層ごとの異なるニーズや悩みに対応するために、高齢顧客や退職世代を担当する営業員を配置している例

など、前向きな取組みが実施されているところ。

各社においては、引き続き、それぞれの施策による効果を定期的に確認し、見直すべき点は見直すなど、経営陣による強いコミットメントの下でPDCAを回し、各社の目指している顧客本位の業務運営が営業現場に定着するような取組みを進めてもらいたい。

- 次に、ガバナンスの観点から、コンプライアンス事象やリスク事象などの問題事案発覚時においては、
 - ① 経営陣主導による対応が迅速かつ十分な深度で行われることは

もちろんのこと、

- ② その発生原因分析に関し、事案の背後にある組織内に共通する潜在リスクの有無等を含めて幅広く検討のうえ、各社の経営陣においては、全体感をもった幅広い視野のもと、必要に応じて抜本的な改善対応を進めてもらいたい。
- これらを含めたモニタリング結果については、各社にフィードバックするとともに、来事務年度においても引き続き議論を深めていきたい。

(2) 地域証券会社

- いわゆる地域証券会社については、昨事務年度に引き続き、将来に向けた経営方針・戦略等について対話を行い、当該議論を通じて経営者の問題意識の確認及び醸成を行った。

顧客が高齢者層に偏るなど経営環境が一層厳しくなりつつあり、経営の見直しなど難しい課題に直面する中、経営方針・戦略については、

- ・昨事務年度と同様、「相続等のコンサルティングサービスを充実させ、次世代顧客との接点を確保する」等の取組みが引き続き多くの社で認められたほか、
- ・「信用組合と包括的な業務提携を行い、中小事業主など、双方の顧客について、域外のビジネスマッチングや融資ニーズのある顧客を信組へ、資産運用ニーズのある顧客を証券会社へ紹介する」や、
- ・「証券会社から金融商品仲介業者への業態転換を行い、自社の商品ラインナップの拡充を図るとともに、システム関連費等をコスト削減し、顧客サービスや収益力の強化を図る」

等の特徴的な取組みが一部の社において認められた。

顧客の資産形成に資する取組みについては、これまで以上に顧客に向き合って、その理解を高める取組みが行われる中で、

- ・「金融リテラシー向上のための講演・セミナーの開催」等の取組みが、引き続き多くの社で見られたほか、
- ・新たに、「顧客の実現利益に繋がったか、含み益が増えたかなど、顧客の利益を重視する業績評価体系を導入」した社が見られた。

また、地域企業の資金調達ニーズ等への対応については、一定の専門性・リソースが必要となることから、多くの社で対応できるわけではないが、

- ・引き続き、「創業支援、中小事業主へのクロスボーダービジネスマッチングや海外ビジネス支援等のサービスを提供する社や地域上場企業を投資先に含めたファンドを組成・販売」する社が見られたほか、
- ・新たに、地域に根ざした企業の資金調達や株式の換金・新規投資の機会を提供する「株主コミュニティ制度を活用」する社も見られた。

なお、各社と対話等を行った結果、今事務年度の地域証券各社の取組状況は、「個別では取組みが進んでいる社も見受けられるが、地域証券全体としては、問題解決に向けた取り組みは、未だ道半ば」と言える。

このため、今後、地域証券と対話を進めることを通じて、将来の経営のあり方に関して、更なる検討や対応を促していきたい。

- 本事務年度の証券モニタリングの中で認められたこれらの課題等については、来事務年度においてフォローしていく予定であり、貴協会員においては、適切にPDCAを回して、実効性のある取組みにつなげていただきたい。

2. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて

- 貴協会においては、本年2月、金融庁より「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表されたことを受け、同ガイドラインの実務上の取扱い及び留意事項（「マネロン等対応の考え方」）を策定及び公表を行った。
- 貴協会により、同ガイドラインが求める対応事項について、金融商品取引業、特に有価証券関連業の実務に照らし、規模・特性・業容に応じた具体的な実務対応等をわかりやすくまとめたことは、証券業界全体のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するリスクベース・アプローチ等の向上に大きく貢献するものと考えている。今後の金融商品取引業者の方々による実効性ある対応等の推進を期待している。

- 当庁としても、貴協会を通じて、同ガイドラインが求める対応事項と現状対応状況とのギャップ分析や当該ギャップ解消に向けた具体策の検討実施を要請する予定。

今後、貴協会員の取組状況等の進捗をフォローアップしていく。

3. 日中首脳会談における中国市場参入の合意事項について

- 5月9日に中国の李克強・国務院総理が来日し、安倍総理と日中首脳会談が行われた。同会談では、金融分野について数多くの具体的な合意が実現した。その中で、日系金融機関が中国市場に参入する際に、中国政府が速やかに審査することが合意された。これは、中国の証券・生保分野における外資参入規制が6月末に緩和されることに伴い、中国政府が中国市場に参入を申請する日系金融機関への支援をコミットしたものと理解しており、金融庁としても必要なサポートをしていきたい。

(以上)